

## 豊中市児童相談所設置に係る検討会設置要綱

### (目的)

第1条 豊中市における児童相談所の設置に係るあり方を、庁内の横断的な調整を図りながら検討を行うため、「豊中市児童相談所設置に係る検討会（以下「検討会」という。）」を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童相談所設置に関する調査・研究、調整に関すること。
- (2) 前号のほか、検討会が特に必要と認める事項

### (組織)

第3条 検討会は、委員長、副委員長及び別表に掲げる委員により構成する。

- 2 委員長は、副市長事務分担規則（昭和49年豊中市規則第42号）第2条の規定に基づく事務分担において、こども未来部に関する事務を担当する副市長にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、こども家庭支援監の職にある者をもって充てる。
- 4 第1項に掲げる者のほか、委員長が必要と認める者を委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

### (会議)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し主宰する。

- 2 委員長に事故等があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員会は必要に応じて書面会議等の開催を可とする。
- 4 委員長は、第2条各号の事項について専門的見地からの助言や専門知識の提供を求め、委員会にアドバイザーを置くことができる。

### (事務局)

第5条 検討会の事務局は、こども未来部こども安心課が行う。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年（2020年）9月15日から実施する。

この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から実施する。

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から実施する。

### 別表 第3条関係「検討会」

委員長	副市長
副委員長	こども家庭支援監
委員	総務部長、都市経営部長、財務部長、市民協働部長、福祉部長、健康医療部長、こども未来部長、教育委員会事務局教育政策監